

2025年3月7日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 SBIホールディングス株式会社
(コード番号8473 東証プライム)
代 表 者 代表取締役 会長 兼 社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 執行役員 経理・財務担当 西 川 保 雄
電 話 番 号 03 - 6229 - 0100 (代 表)

株式会社SBI新生銀行の公的資金返済に関する
「確定返済スキームに関する合意書」締結のお知らせ

当社は、本日の取締役会にて、当社の連結子会社である株式会社SBI新生銀行（本社：東京都中央区、代表取締役社長：川島 克哉、以下「SBI新生銀行」）の重要な課題である公的資金の返済に関して、当社、SBI新生銀行、預金保険機構、および株式会社整理回収機構との間で「確定返済スキームに関する合意書」を締結することを決定し、本日付で締結いたしましたのでお知らせします。詳細は、SBI新生銀行より公表している添付の「公的資金1,000億円の返済を含む「確定返済スキームに関する合意書」締結のお知らせ」をご覧ください。

以上

【添付資料】

2025 年 3 月 7 日

各 位

株式会社 SBI 新生銀行
代表取締役社長 川島 克哉**公的資金 1,000 億円の返済を含む「確定返済スキームに関する合意書」締結のお知らせ**

当行は、当行グループの企業価値向上に向けた取り組みとして、重要な経営課題である公的資金の返済に関して、当行の親会社である SBI ホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役会長兼社長：北尾 吉孝。以下、「SBI ホールディングス」）と緊密に連携し検討を進め、政府の皆様と協議を重ねてまいりました。本日、当行は、預金保険機構、株式会社整理回収機構、SBI ホールディングスとの間で「確定返済スキームに関する合意書」（以下、「本合意書」）を締結いたしましたのでお知らせします。

記

当行は、預金保険機構、株式会社整理回収機構及び SBI ホールディングスとの間で締結した 2023 年 5 月 12 日付「公的資金の取扱いに関する契約書」に基づき、2025 年 6 月末までに合意することを目指していた公的資金の具体的な返済方法に関して本合意書を締結いたしました。

本合意書に基づき、当行は、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する普通株式の全てを優先株式に変更いたします。そのうえで、優先株式に対する特別配当として、2025 年 3 月 28 日（予定）をもって、1,000 億円を返済いたします。この返済の財源確保のため、当行は SBI ホールディングスを引受先とする自己株式の処分を行い、500 億円を調達いたします。

さらに、可能な限り早期に公的資金を完済するべく、上記の 1,000 億円の特別配当による返済に加え、定款変更等の所要の手續を履践のうえ、追加の特別配当による返済を行うことを検討してまいります。なお、追加の特別配当を通じた公的資金の返済に関しては、当行の株主構成、自己資本の状況、事業運営、財務の健全性や事業の成長性等への影響を十分に考慮したうえで行うものとします。

上記の特別配当に加えて、公的資金の返済を確実なものとするための最低限の措置として、2026 年 3 月期以降の年度ごとに、優先株式に対する配当（一般配当）として、預金保険機構及び株式会社整理回収機構に対して、一定の優先枠（預金保険機構及び株式会社整理回収機構合計で 45 億円）を設定いたします。また、年度ごとの業績や自己資本の状況等を勘案し、当該優先枠を超える配当が可能な場合には一般配当を更に増額する所存です。

1,000 億円の特別配当による返済、追加的な特別配当による返済、及び年度ごとの一般配当による返済等により、可能な限り早期に公的資金を完済することを目指してまいります。あわせて、事業環境に応じた機動的な業務運営、当行グループ構造の不断の見直し、再上場を含む資本政策等、様々な策を講じてまいります。

当行は昨年、2006 年以来 18 年ぶりに約 194 億円の公的資金の一部を返済しましたが、本合意書の締結により、約四半世紀にわたり経営課題であった公的資金返済ひいては完済に向けての道筋を明確につけることができたと考えております。これまでの皆様の多大なるご支援に深く感謝を申し上げますとともに、収益力の強化と企業価値の更なる向上に注力し、金融サービス業の原点に立ち返り、顧客中心主義の徹底とお客様へのサービスの一層の向上に努めてまいります。今後も皆様より変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以 上

お問い合わせ先

SBI新生銀行 サステナビリティ&コミュニケーション統括部
報道機関のみなさま: SBIShinsei_PR@sbishinseibank.co.jp

(別紙)

公的資金確定返済スキームの概要

- ① **資本勘定の組換え（減資*）による、公的資金を完済するために十分な分配可能額（返済原資）の確保**
⇒将来、公的資金を返済するための諸条件が整った場合には、いつでも公的資金を完済することが可能となる。
*当局の認可が前提
- ② **政府が保有する当行普通株式全12株の優先株式への変更**
⇒優先株式への配当原資を「その他資本剰余金」とすることで、配当が公的資金の返済と扱われるようになる。
- ③ **1,000億円（うち500億円はSBIHDからの出資を充当）の特別配当による、公的資金の返済**
- ④ **返済条件が整った場合は早期に公的資金を完済**
⇒当行の資本蓄積や親会社支援により、要回収額残額での優先株式買戻し等の方法での完済を目指す。
- ⑤ **（上記④に時間を要する場合でも）毎期の利益水準に応じた優先株式への配当により公的資金を返済**
⇒収益性向上及び適切な配当性向の設定により、上記④に一定の時間を要する場合でも配当を通じて公的資金を返済していく。

※その他資本剰余金を配当原資とする「特別配当」・「一般配当」について

日本の法令・会計・税務の各制度においては、株式に対して実施される配当の原資が「その他資本剰余金」である場合、発行体による資本の払い戻しを受けるものと整理され、配当を受領する株主は、受領した配当金額を配当の対象である株式の帳簿価額から減額することになります。したがって、確定返済スキームにおいて、優先株式に対する配当の原資が「その他資本剰余金」である場合、公的資金の返済として扱われ、配当の都度、配当金額が公的資金要回収額から控除されることとなります。

当行が2025年3月28日に実施予定である1,000億円の特別配当については、その全額について「その他資本剰余金」を原資とする予定であることから、全額が公的資金の返済として扱われることとなります。また、当行が2026年3月期以降の年度にかかるものとして行う予定である優先株式に対する「一般配当」についても、その大部分を「その他資本剰余金」から行う予定であり、その限度において、公的資金の返済として扱われ、配当の都度、配当金額のうち「その他資本剰余金」を原資とする金額が公的資金要回収額から控除されることとなります。

なお、当行は、当局の認可を前提として、2025年3月19日を効力発生日とする資本勘定の組換え（減資）を予定しており、これにより、当行の「その他資本剰余金」は3,727億円となり、公的資金要回収額の返済の原資として十分な金額を確保します。